

【民法】

次の問にすべて解答しなさい（問題量を踏まえ概ね簡潔に述べること）。

1. Aは、長らく洋品店を営んでいたが、高齢のため、店の経営を息子のBに譲った。Bの代になると、折からの不景気で店の経営は苦しくなり、Y銀行に追加融資を申し入れたものの、確実な担保を要求された。Bが個人資産を有していなかったことから、A所有の甲土地に抵当権を設定することが検討されたが、当時、Aは、脳循環障害のために意思能力を喪失した状態であった。

問（1） この場合、A所有の甲土地にYのために抵当権を設定するには、関係者はいかなる法的手続をふむ必要があるか。簡潔に答えなさい。

結局、Bは、上記の法的手続をふむことなく、また、Aの意思を確認することもできないままに、Aの実印を用いて委任状を偽造し、Aの代理人として甲土地にYのために抵当権を設定する旨の契約をYと締結し、その旨の設定登記をした。その後、多額の負債を抱えたままBが死亡し、その妻Cと子のXがBを相続した。Bの後を追うようにAも死亡し、Xが代襲相続した。

問（2） Xは、Yの抵当権設定登記の抹消登記を請求した。その可否について、Yの反論も踏まえて論じなさい。

2. Aは、Bに対して100万円の売掛債権を有している。Bは、弁済期を過ぎてもAに対する債務を履行しないのみならず、唯一の資産である乙不動産を時価相当額である3000万円でCに売却した。その売却代金の中の2700万円は、乙不動産に抵当権を有するD銀行に弁済し、残りの300万円をBが代表を務めるE社に対する貸金債務の弁済としてE社に支払った。

問（1） Aは、BのE社に対する300万円の弁済を詐害行為として取り消したいと考えている。その場合の要件として特に問題となる点について述べなさい。

問（2） Aの上記の主張が認められた場合の判決主文はどうか。簡潔に理由を付けて説明しなさい。

以上